

## 第 35 回 年金記録回復委員会 (H24.5.17) 議事録

1 日 時 平成 24 年 5 月 17 日 (木) 18:00~19:44

2 場 所 厚生労働省 省議室

### 3 出席者

(委員) 磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、金田委員、駒村委員、斎藤委員、廣瀬委員、三木委員

(日本年金機構) 紀陸理事長、薄井副理事長、松田理事、喜入理事、中野理事、吉野審議役 ほか

(厚生労働省) 塚本事業企画課長、中村事業管理課長、尾崎年金記録回復室長

### 4 議事録

(磯村委員長)

よろしいでしょうか。駒村委員と斎藤委員が遅れてこられるということですが、他の委員はおそろいですので、第 35 回の年金記録回復委員会を始めたいと思います。なお、政務三役は、国会で今日をご参加いただけないようでございますが、よろしくご審議のほどをお願いします。それでは、順序に従いまして議事の方、よろしくをお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

それでは、第 35 回年金記録回復委員会を始めさせていただきたいと思います。本日、ご用意させていただいております議題及び資料ですが、議題の(1)から(6)まで、資料1から6まで用意させていただいております。資料の順に沿い議事を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、資料1の「記録問題の全体構図と本日の議題」ということで、昨年以來、お出ししている資料です。本日の議題との関連は赤い字の部分です。「2) 紙台帳検索システムを活用した記録の統合」いわゆる 5,000 万件の未統合記録の解明が資料4です。それから、資料の右側、3) の紙コンの関係は、資料2と資料3でご用意しております。それから、ここには記載してありませんが、少し触れさせていただきたい点がございませぬ。4) の真ん中あたりに、②・③・④に<済>と書いてございませぬが、これは実施済みの項目です。ただし、これらは方向性についてはご議論いただきましたが、もう少し細かな具体的な事項等を次回以降、ご審議いただく予定ですので、<済>と記載してありますがご承知をいただければと思います。資料6で「ねんきんネットの充実」という形で、ご議論をお願いできればと思います。それから、資料には記載してありませんが、資料5で1,000事例の記録回復状況をご報告させていただきます。

では、順次進めさせていきたいと思います。資料2につきまして、日本年金機構伊原記録問題対策部長より、ご説明をよろしく申し上げます。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

ご説明させていただきます。資料2は、現在、紙台帳とコンピュータ記録の突合せにつきまして受給者の方を対象に実施しておりますが、被保険者につきまして、どういう範囲で行うか、あるいは作業手順を考えると、どのくらい時間が掛かるのかというようなことを調べるために、1万2,000件のサンプル調査を行いました。今日は、その結果についてご報告させていただきたいと思います。少し今日はお時間がありそうなので、概要版ではなくて詳細版の方で説明させていただきたいと思います。

4ページをご覧ください。このサンプル調査は、先ほど述べたように今後の突合せ作業の検討の資料にするということから行いました。対象者は、平成26年度末までに60歳となる者以外の被保険者の方です。資料の4ページの下にございますように調査対象者ですが、平成22年10月1日時点で、30歳未満・30歳以上40歳未満・40歳以上50歳未満・50歳以上という年齢で4区分して、1万2,000人を抽出し行っております。

具体的な調査結果・集計結果については資料の5ページです。実際に調べてみて紙台帳が紐付いていて集計できた対象者数は、全体で9,800人という状況でした。その中で不一致があった者の数は、50歳以上で比率が1.5%と高く、年齢が下がるにつれて比率が低くなっており、30歳未満ではゼロということでした。制度による違いは、厚生年金のみが1.0%、国民年金のみが0.1%、複合が1.6%で、国民年金の記録の不一致率が低く厚生年金の記録が高いということが見て取れます。その下には昨年5月、ちょうど1年前に公表した65歳以上の人のサンプル調査の結果をお示ししております。合計欄の制度を全部足した数字のところをご覧くださいと思います。65歳以上ですと928人で全体の6.3%という比率でした。被保険者は0.7%ですので、高齢の方ほど不一致率が高いということが見て取れます。制度の区分については、被保険者も受給者も傾向としてはよく似ていると思います。

次に、不一致の内訳です。全体で65人に不一致がございました。増額、減額、増減なしと分かれているわけですが、割合からすると、複合といわれる厚生年金と国民年金の両方を持っておられる方の不一致の数が多く、厚生年金、国民年金の順になっております。

では、不一致とは具体的にどういう内容だったかというのが6ページです。全体で65人の記録が不一致だったわけですがそのうち53人は、具体的には資格の取得年月日や喪失年月日が違っているとか、標準報酬月額など納付記録の一部が違っていたケースです。もっと分かりやすく言いますと、紙台帳の持ち主が明らかでちゃんとコンピュータ記録に紐付いていたのですが、その内容が違っていたというのが53人で、だいたい全体の8割です。それに対して、コンピュータ記録に紙台帳の内容が入力されていなか

ったというのが12人と、全体の2割でした。この2割が「記録判明」で、残り8割は記録が違っていた「記録訂正」というケースでした。

ちなみに、昨年の受給者の厚生年金の記録のサンプル調査結果では、この比率が1：3でしたので、年齢の高い人ほど新たに記録が見つかるケースが高いのに対して、年齢が下がると、記録はご本人の記憶もはっきりしているので見つかっているのですが、記録訂正の割合の方が高いというように見て取れると思います。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。7ページは、年金回復見込額ということで試算を行っております。1点、申し上げておきたいのですが、被保険者の方は裁定前ですので、これから保険料の納付がされていくと、年金額は変わっていきます。従いまして、ここでお示ししている見込額というのは、今までの保険料納付を前提にして、今の段階で、もし記録が変わったら、年金額がどう変わるかということで試算したものです。

まず、見込み額の最高額・最低額・中央値ですが、年額の最高額は、複合のケースで40万5,900円というケースがございました。最低額は年額200円、中央値は6,250円、国民年金、厚生年金、それぞれここにありますような結果になっております。

減額の方もございます。国民年金には減額がございましたが、厚生年金と複合にはございました。ここでいう、最高額と最低額は考え方が逆転しますが、一番減額が多かった方は、年額で厚生年金のみの8,400円というケースです。だいたい1万円以下にはとどまっているという結果が出ております。

これを、実際に今回調べた人全体の中でどのぐらいの回復額になるのか、という観点から分析したのが8ページです。費用対効果で考えた場合にどうなるか、という説明のための資料として作っております。まず、前提として申し上げたいのは、8ページの※の2つ目ですが、今までの業務委託費などから1人当たりコストを推計すると、受給者・被保険者を通じて1人当たりだいたい2,200円というように見込めます。去年、3,400円という数字をお示ししておりましたが、それ以降、作業がスピードアップしており、それに伴い掛かるコストも下がっております。それを見込んだ結果、このような数字になっております。2,200円というのは受給者・被保険者の両方を押しなべた数字ですが、被保険者に掛かる分をあえて試算してみると、1,100円ぐらいではないかと考えております。この数字については、今後、さらに作業を進むことで変わり得るのですが、現段階で試算するとこの数字になるというものです。

次に、その下の「イ. 年金回復見込額が増額となる場合」ですが、今回の調査で年金回復見込額が増額となる方について、実際に増額となった人だけで平均増加額を出したのが左側です。右側は、今回の全調査対象者を分母にして1人当たり平均額を出したのになっております。左側は、年金額が増えた人だけで分析しておりますので比較的高額になります。例えば50歳以上のところを見ていただきますと、年額では括弧の中の数字で4.4万円ですが、生涯額では91.7万円という数字になります。

ポイントになるのは右側で、調査対象者1人当たりの平均増加額を出したものです。この合計の欄を見ますと、0.4万円、約4,000円になります。被保険者記録の突合せに掛かるコストが1,100円とすると、その3倍から4倍ぐらいの平均増加額が見込まれます。ただし年齢で見ますと、50歳以上の平均増加額は1万円という水準ですが、年齢が下るにつれて平均増加額が下がっております。厚生年金のみ・国民年金のみ・複合という紐付いた紙台帳の種類で見ますと、厚生年金のみや複合に関しては、比較的金額が高いのに対して、国民年金のみは小さい数字になっております。その下に65歳以上ということで、昨年、公表した受給者層のサンプル調査結果をお示ししております。

次に9ページですが、これは減額となった場合の値です。ご覧いただければお分かりの通り、対象者の数が少なく金額も少ないので、非常に少ない数値となっております。

10ページの表は、今回、年金回復見込額が減額となる場合についても紙台帳との突合せをやってみたことによって発見できたわけですから、それも効果と考え、減額の部分も絶対値でプラスとしてカウントし変動幅が実際どのぐらいの値となったかを見たものです。これも8ページの資料と見比べていただくと、減額のほとんどは小さな数字ですから、あまり傾向としては変わっておらず、増額の場合とほぼ同じような傾向となっております。

今申し上げたように、被保険者全体では、突合せ作業に掛かるコストとそれに対してどのぐらい年金見込額が回復されるかを見ると、当然、回復見込み額の方が大きいわけですが、内容を見ていくと、厚生年金の記録と国民年金の記録ではかなり不一致率が違うので、それをもう少し分析してみるということから作ったのが、11ページです。この資料の見方ですが、厚生年金か船員保険の紙台帳が紐付いた人と、国民年金の記録しか紐付かない人を分けて分析しております。ちなみに全体で9,800人中厚生年金・船員保険の紙台帳の紐付いた人は4,743人、国民年金の記録だけが紐付いた人は5,057人という結果でした。不一致率は、厚生年金・船員保険の紙台帳が紐付いた人は1.2%、国民年金のみの場合は0.1%ということで、厚生年金・船員保険記録の紐付いた割合が高いという結果になっております。

12ページでもう一つ分析を行っております。これは紙台帳が作られていた時代の記録と紙台帳が作られなくなった時代の記録では不一致率が大きく違うのではないかと、という仮説に立ち作ったものです。これについての解説は16ページです。

16ページは、厚生年金記録と国民年金記録がいつからオンライン化されたのかということについて整理したものです。もともと、いわゆる紙コン事業と呼ばれるものは、紙台帳をオンライン記録に収録する際に誤りがあったのではないかと、そこをきちんと発見する、ということがこの事業の発端でしたので、オンライン化前の紙台帳を対象として想定しておりました。しかし、資料の真ん中のところにございますが、国民年金記録については昭和60年3月に当時の社会保険庁では紙台帳を作るのをやめていたのですが、別途、市町村が当年度分の保険料徴収実績について記録を持っておりましたので、

紙コン事業では、この市町村の記録で突合せを行なっております。ただし、国民年金記録がオンライン化された昭和 60 年 3 月以降は、市町村から届け出された全ての記録についてオンラインに直接入力をしておりましたので、それ以前と比べて紙台帳からオンラインにする手間が省かれています。恐らくそのような意味で、ミスが低いのではないかと、このように思われるわけです。今回、国民年金については昭和 60 年 3 月にオンライン化が完了している、厚生年金の記録については 63 年 1 月にオンライン化が完了していることを踏まえ、それ以降の昭和 63 年 4 月以降に年金制度に加入した人と昭和 63 年 4 月前に年金制度に加入した人では、誤りの比率が違うのではないだろうかということと分析を行なっております。16 ページをご覧くださいますと、昭和 63 年 3 月時点で中学校を卒業した人が、オンライン化完了後に年金制度に加入する最初の世代になります。63 年 4 月で 15 歳となる方は来年の 4 月でちょうど 40 歳を迎える方ですが、この方々が一つの分岐点だと考え分析を行いました。

その分析結果が 12 ページです。9,800 人中オンライン化前の世代は 6,857 人、それからオンライン化後の世代のちょうど平成 25 年 4 月時点で 40 歳未満の方が 2,943 人でした。これで見ますと、不一致の割合については、オンライン化前世代は 6,857 人中 64 人で 0.9%、オンライン化後世代は 2,943 人中 1 人ということで、ほぼ 0% という結果でした。更に分析してみると、オンライン化前の世代で記録が不一致だった 64 人中、年金見込額が増額になる方は 47 人、それからオンライン化後世代の 1 人は増額になるという結果でした。こうしたことで見ると、やはりオンライン化の前後で年金記録の誤りの可能性は相当違うのではないかと見て取れます。

次に 13 ページをご覧ください。13 ページは、昨年もお出ししましたが、今回、年金回復見込額を算出したときに、その金額がどのように分布をしているのかを見るために作った資料です。グラフの 0 円より右は年金が増える人数、0 円より左は年金が減る人数です。グラフからお分かりになるようにプラスマイナス 1 万円以内にほとんど集中して分布しております。平均値は少しばらつきがありますが、中央値は、例えば減額の場合は厚生年金のみでマイナス 2,000 円、複合でマイナス 700 円、増額の場合はプラス 2,600 円、1,700 円、6,300 円となっており、だいたい 1 万円以内のところに集中していると見て取れます。

14 ページは、これまでお送りしたねんきん特別便の回答状況と今回のサンプル調査の一致・不一致の状況が、どういう関係なのかということです。左側に、今回サンプル調査の対象となった方からどういう返事が来たかということで、「漏れや誤りはない」・「漏れや誤りがある」・「回答なし」の 3 つのカテゴリが示されております。それに対して右側は今回のサンプル調査について紙台帳と「合っていたか」・「合っていなかった」という点を見たものです。結果的に申し上げますと、やはり若い方の場合は不一致率が低い、逆に言うと一致率が高く、どのカテゴリでも 98% から 99% 一致しております。不一致については割合が低いのですが、傾向としては、もともとねんきん特別便等で回

答をいただけなかった方は不一致の割合が比較的高いということが見て取れるかと思  
います。

最後になりますが、15 ページは今回の突合せ対象となる被保険者の人数です。全体  
で3,030万人ぐらいではないかと見ております。そのうち50歳以上が720万人、40歳  
以上50歳未満が1,150万人、30歳以上40歳未満が1,050万人、30歳未満は110万人  
となっております。特に30歳未満ですが、なぜ年齢が低くなると突合せ対象者が少な  
いかと申しますと、平成14年以降は市町村では保険料徴収を行なっておりませんので、  
基本的に市町村には記録がないということになるため、このように減っております。

厚生年金の記録については、40歳以上の方が突合せの対象です。30歳以上40歳未満  
は1万人と非常に少ない数字になっておりますが、これは昭和63年で国が厚生年金の  
記録について紙台帳を作るのをやめておりますので、それ以降は紙台帳がないとい  
うことからこういう結果になっております。

ちなみに、あと約3,000万人残っているというのは確かに大きな数字ですが、紙台帳  
の突合せ作業という目から見ると、3,000万人の平均紐付け枚数は4.4枚で、受給者と  
比べて3分の1ほどと少ないので、紙台帳の突合せ作業を進めるとい意味からすると、  
比較的1人当たりの作業時間が短い時間でできるのではないかと考えております。以上、  
今回のサンプル調査結果について報告させていただきました。

(磯村委員長)

ありがとうございました。このテーマは昨年夏以来、受給者は一応の目途が付いたの  
で加入者はどうするかについて、サンプル調査をやってからということで少し中断して  
いたのですが、やっと今日ここでご報告いただいたわけです。この突合せ対象者の年齢  
階層等による結果を確認するとともに、今後の作業方針の検討の材料とするためにサン  
プル調査を実施していただいたわけです。委員の皆さんからご意見を伺う前に1つだけ  
確認させていただきたいのですが、被保険者分、加入者分の突合せの対象範囲をどう  
するのか、全員を対象にするのか一部を対象にするのか、その辺について事務局の方で  
何か腹案があるのですか。

(尾崎年金記録回復室長)

年金局からお答え申し上げます。本日、日本年金機構から被保険者分の突合せのサン  
プル調査結果の報告をさせていただきましたが、もともと紙コン事業については、国民  
の年金記録に関する信頼回復をしっかりと図るという観点で始めたものです。被保険者分  
の突合せをどうするかについては、本サンプル調査結果だけではなく平成25年度予算  
にも大きく関わる案件でもございますので、年金記録問題全体の取組方針を整理して  
いく中で、信頼回復等の観点も含め、今後整理していきたいと考えております。本日はサ  
ンプル調査結果のご報告ということですが、どうするかというのは今後あらためて事務

局の方で資料整理をして、委員の皆様方にご意見をいただく場をつくらせていただきたいと考えているところです。今ご説明させていただいた通り、どうするかというのはあらためて今後ということですが、本日はサンプル調査の結果を報告させていただきましたので、ご質問あるいは率直なサンプル調査の結果をご覧いただいた感想等、何かコメント等をいただければと考えているところです。

(磯村委員長)

ありがとうございます。今日は第一段階ということでよろしいですね。では、加入者の突合せについて、委員の皆様から感想やご意見や一部はもう実務検討会でお伺いしたのもございますが、特にお金と時間のかかる話でもございますので、もしよろしければあらためて率直なご意見をいただければと思います。その前に何か、さらにご質問等があればお聞かせいただきたいのですが、何かご質問はございますか。どうぞ。

(三木委員)

8ページのコストについてお伺いしたいのですが、1人当たりのコストが1,100円になっていますが、これが限界的な費用なのかどうかを知りたいです。システムの整備や紙台帳のそもそもの全てデジタル化・電子化というような、初期のところに使ってしまった sunk cost があるわけで、それを含めて全体の数字・総数で割った数字なのか、それともそれは除いて既に使ってしまったものでありいまさら意思決定に関係ないわけですから、そこの追加的な今からやるためのコストだけなのか、どちらなのかを教えてください。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

この1,100円や2,200円のコストの中には、システム関連経費のうち運用に要する費用を入れて計算しております。去年、3,400円というサンプル調査の結果をお出ししたときには開発コストも入れておりますが、その後、先生方のご意見もいただいて開発のために支出したものは、今後紙コンだけではなくて年金事務所でもずっと使っていくことだからこの金額に入れるべきではない、というご指摘をいただいておりますので、今回の1,100円の中にはシステムのランニングコストは入れておりますが、システム構築の費用の部分については除いております。

(磯村委員長)

よろしいですか。他に関連するご質問はございますか。どうぞ。

(稲毛委員)

引き続きコストについてですけれども、1,100円の中にいわゆる突合せの実際の作業

についての経費だけ算入されているのか、それとも突合せた結果、何らかの答えが出てそれを被保険者の方に届けるところまでの経費も入れているのか確認です。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

基本的に、掛かるコストは全て入れております。従いまして、年金機構の職員が最後に審査して通知をお送りするコストも入れております。

(磯村委員長)

よろしいですか。それでは、せつかくの機会ですから第一段階ということで、全部やるのか、どこかで区切った方がいいのかなどについて、率直なご意見をいただければと思います。今日は皆さんのご意見を集約するということではございません。もう少しご意見をいただいてから、実務検討会で詰めた上で政務三役のご意見も聞きながら、ということになるだろうと思いますが、どなたからでも結構です。

(三木委員)

そういう意味では15ページの図だと思います。そもそも3,030万人いて先ほどのコストが1,000円ぐらいだということで、単純計算をすれば300億円ぐらいが総額だと思うのですが、今日の報告を見る限りにおいては、例えばオンライン化後の人たちを見る必要があるのかといえ、ないという考え方もできると思います。そういう場合に、例えば総数をやった場合とオンライン後の人を見なかったパターンがどういうものがあるのかも全部は分かりませんが、それぞれどのくらい差があるのかが分からないと、どうだとなかなか言いにくいと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

費用を正確に出すのは難しいのですが、今回、被保険者については1人当たり1,100円と推計しました。1,100円に3,030万人を掛けると、だいたい330億ぐらいになります。全件突合せを仮にやるとすると、今の見込みでは被保険者分だと330億ぐらいではないか、それに対して、今、三木委員が申されたような、仮にオンライン化前の世代だけ全部やりオンライン化後の部分はやらないとなると、オンライン化後の世代はだいたい900万人ぐらいになります。ただし、900万人の方については紐付け枚数が少ないので単に1,100円を掛ければよいということではありませんが、数十億円ぐらい違うだろうと思います。もし仮にオンライン化世代で線を引いて運用を変えとなった場合は、330億円マイナス数十億円程度というのが費用的な違いではないかと思えます。

(磯村委員長)

よろしいですか。では、続いて斎藤委員、何かございますか。



(齋藤委員)

数十億円というのが、「国民全部の、被保険者の全部をチェックしましたよ、ご安心ください」という安心料のようなものなのだろうと思います。数十億円を高いと見るのか安いと見るのかという判断の違いだと思うのですが、私はさらに国民の税金を使う必要があるのだろうか、使わない方がいいのではないかという意見です。確かに数十億円は今まで掛けたお金からするとそれほど大きな金額ではないので、ここは全部やって皆さんにご安心いただく方が国民のためになるのではないかという考え方もあるのかもしれませんが、数十億円を掛けて実際に回復する金額が非常に小さい、その方たちの生涯設計が変わるわけではない金額、というのがこのサンプル調査から出ています。そうであったならば、国民の負担はなるべく少なくする方がいいのではないかと私は考えております。

(磯村委員長)

ありがとうございました。事務局からの意見は取りあえず少し待っていただいて、次、もしよろしければ何かご意見はございますか。

(岩瀬委員)

私は、齋藤先生と全く反する意見で、この際、全部やるべきであろうと思います。オンライン化後の世代で不一致率がゼロであれば、ここはもう費用を掛けなくてもいいのかなという説明も成り立つのだと思いますが、1人でもサンプル調査で出ているということは、その人の生活設計がどう変わるかわからないかというよりも、先ほど事務局の方がおっしゃったように、制度への信頼性を回復する。この際、徹底的に回復しておくという意味では、ここは数十億円余計に掛けてでも全件調査をした方がよろしいかと思えます。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。いかがでしょうか。何かございましたら、ぜひ。

(稲毛委員)

率直に言って、私は最終的な意見をまだ決めかねているので保留です。ただし、何となく見当は付いていて、全部やるのかやらないのかというどちらかに、たぶん自分の意見は固まるのではないかと考えています。まず、全部やらないという根拠としては、少なくとも現在、被保険者の方ですから、再裁定の機会があつて必ず記録の見直す機会が1回はあるわけです。ですから、まずそこで捌けないかという観点です。全部やるという観点からは、記録問題の終結に向けていわゆる最終宣言として、最後の1人まで完璧

に記録が回復できるかどうかは、多分これはできないのですが、一応国として考えられる施策は全て打ったんですよ、と。そういう意味で、存在する紙台帳についてやることはやったんだよという、いわゆる最終宣言に向けた一つの材料です。そういう意味では、先ほどどなたかおっしゃったかもしれませんが、安心料という観点なのかなと思います。ただし、費用として高いか安いかわかるというのは、これは本当に私も悩んでいて、それが判断しかねている理由の一つでもあります。

あともう一つは、予算の関係というのは見たくないですが見なくては行けなくて、これだけ集中的に予算が取れる機会は、記録問題の集中期間しかないと思います。今後窓口でやるとすると、結局今のような拠点制は取れないでしょうし、そうすると各事務所で対応できるのかということそこにも疑問符が生じる、というところで揺れているという感じですね。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何かございましたら。

(梅村委員)

私もどちらかというと、全部やるべきであるという考え方です。というのは、現在、年金相談をやっているのですが、とにかく若い方でも確認に来ます。それで、確認した結果、20代の人でも7か所も8か所も勤務先が変わっていても記録に残っていますよ、と回答すると安心されるということは、30歳以下を切るという一つの方法が出たような場合に、その人たちはどういう形で確認をするのかとか自分でやるのか、それとも年金事務所がしっかりやってくれているということの確認をどういう形で行うのか、というような悩みというか一つの自分の動きを考えるものが何もなくてそれも困るのではないかと、そういう意味で切りが付くのであれば、今、稲毛委員が少しおっしゃいましたが、ここで一段落しておくんだと、そして、それから先は絶対にミスのない方法を年金機構あるいは厚生労働省として考えていくんだという形を取られれば、一番いいのではないかと感じを持っております。だから、費用対効果などという問題とはまた別の国民に対する信頼感の回復という大きな命題を、もう一度考え直す必要もあるのではないかと考えます。

(磯村委員長)

ありがとうございました。駒村先生、何かございましたら。

(駒村委員)

オンライン化後の世代の期待回復額は、今のところ、それほど大きいものではなく極めて少額である、個人便益というのはそれほどここでは大きいものではないということ

は予測が付いているわけです。今まで議論がありましたように、年金記録問題は年金制度における非常に深刻な影響を与えています。ここでオンライン化後の世代の若い世代のみを外すことで数十億円、節約したということは、この世代から、もしかしたら自分たちの記録がおかしいのではないか、特定世代だけが外されたのではないか、という疑念を持ち続けることになってしまうのではないかと思います。そういう意味では、信頼というある種の公共財を購入するということと考えれば、これがまだ数千億掛かるとなれば話が違いますが、あともう一息というところだったら、最後までオンライン化後の世代も含めてやり尽くして、胸を張って記録は完全に直りましたということをや若い世代にも共有してもらうのは大事ではないかと思います。

(磯村委員長)

ありがとうございました。廣瀬委員、何かございましたら。

(廣瀬委員)

私は、まだあまり固まった考えを持っていませんが、どちらにしろ、若い人はやらないうちにとっても、その人は希望すれば今のような紙台帳の検索で記録がどうなっているかが分かるような仕組みを残す、それが一つ前提にあろうかと思います。

それから、今の人を全部やるということになったとしても、それは実際にはまだ全部ではないのです。例えば、しばらく海外に行っている人が帰国していきなり被保険者になるとか、中高年でも新しく被保険者になるという人がおります。あるいは外国人も途中から入ってくるかもしれない。色々なことで若い人もどんどんこれから被保険者になりますから、実際全部やってもそれが全部ということにはならない。かなりの数がまだ実はあるということも念頭に置いて、議論する必要があるということです。

(磯村委員長)

ありがとうございました。最後におまえはどうかと言われるすと、何となく多勢に無勢の齋藤委員の肩を持ちたいなという気持ちもありますが、正直、まだこれだと思う意見を述べるほどまとまっていないので、むしろお願いをちょっとしておきたいと思いません。

一つは、先ほど稲毛委員からございました、「被保険者・加入者については、裁定請求時点で確認をする機会があるのだから」というお話がございました。かつて年金記録が問題になったときに、裁定請求時主義が非常にけしからんというお話がございました。その時点と今とでは、かなり裁定請求時にほぼ確実な記録が出せるのかどうか、その辺の安心感はどうなのだろうか、というのが一つ判断基準としてあろうかと思います。もしこれが、ほとんど確実に出せるというのであれば、極端に言えば被保険者については何もやらなくてもいいという議論すらできるわけですね。この辺の確信が持てるのかど

うかが一つ。

もう一つは、オンライン化以前の人だけを対象にして以後の人を対象にするかしないかという議論のときに、数十億円の費用を追加していったいどれだけの追加効果があるのか。いわば、限界部分の費用対効果というのはどれくらいなのだろうかという材料。この辺も含めて、今日の委員の皆さんのご意見を踏まえた方向性やいくつかの案と判断材料を、実務検討会にお出しいただいた上で、皆さんと議論してみたいと思うのですがいかがでしょうか。そのような運び方でよろしいですか。事務局もよろしいですか。では、一応今日は第一段階のご感想なりご意見を伺ったということに留めておきたいと思えます。

では、続いて次の議事をお願いいたします。

(尾崎年金記録回復室長)

ありがとうございました。続いて定例報告ですが、資料3でコンピュータ記録と紙台帳の突合せの進捗状況について、同じく伊原記録問題対策部長から、ご説明をお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

2か月に1度ご報告しております紙コンの直近の状況ということで、23年度末の結果についてご報告させていただきます。

まず、資料の裏面のグラフをご覧くださいませでしょうか。平成23年度の24年3月末で、受託事業者段階で作業が終わった方が3,115万人です。その前が2,600万人ですので順調に伸びております。その中で年金機構の職員も確認し、この方は記録訂正の必要があるのではないかということで、通知をお送りした数が43万9,772人、つまり約44万人の方に3月末段階で通知をお送りしております。これをご覧くださいませもお分かりのようにだんだん調子が出てきており、今まで遅れていた通知の方も、比較的順調に作業が進むようになってきております。

資料の表は、この内訳を数字で示したものです。審査を開始したのが3,400万人、うち職員までの審査確認が終わったのが2,500万人、それから受託事業者で終了したのが3,115万人になっております。その下に一致・不一致の件数がそれぞれ出ております。今回新たにコンピュータを回しデータを取り、その数字をお示ししておりますが、注2にございますとおり3,100万人という数字は、実は年金の種類ごとにデータを取っておりますので、3,100万人の中には1人で複数の年金を受給されている方が2としてカウントされているケースがございます。従いまして、そのような重複分をあえて排除して基礎年金番号ベースでこの人数を捉えると、受託事業者で終了した3,100万人はだいたい約3,000万人を少し下回る水準になります。これまでの過去2か月ごとにお出ししていた数字では同じような数値を取れないのですが、今回初めて重複分を抜いた数字がしま

したのでお示ししております。

それから、年金回復見込額ですが、職員の審査によって増額となる確定した人数が45万9,222人、増額となる方の1人当たり平均年額が1万1,800円になります。前回の24年1月末の公表では1万1,600円でしたので、200円ほど上がっております。だんだん数字が上がっているのは、職員の審査で一番手間が掛かる記録判明ケースについて、だんだん作業が順調になってきており、比較的金額の高いケースについて通知をお送りできるようになってきたのでこのような結果になっております。

ちなみに、その下に通知発送の状況をお示ししております。まず、記録訂正の通知をお送りしたのが43万9,772人ですが、そのうちご本人からご回答をいただいたのが34万6,625人で78.8%となっております。回答率も徐々に上がっておりますが、だんだん最近頭打ちになってきております。サンプル調査結果の75%よりは少し高い78.8%ですが、これ以上、返ってくるかどうかは分からないところです。それから、記録判明の通知については約3万7,000件、ご本人からの回答件数は2万3,657件で約64%となっております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件で何かご意見やご質問はございますか。

(梅村委員)

一つ確認という意味ですが、下の注3) 審査対象者の年齢は、平成22年10月1日時点となっておりますが、今後の発表もこの時点は動かないのですね。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

紙台帳検索システムの中に入っている年齢が22年10月1日時点の年齢ですから、それを動かすことはできません。

(磯村委員長)

他によろしいですか。では、私の方から感想を一つ。一番下の表の下から2行目、通知発送件数が記録判明で3万7,000件、ご本人からの回答件数が2万3,000件とありますが、残りの1万4,000件近くの方はどういう心境なのでしょうか。何かこれは、事務局に聞くのも酷かも分かりませんが。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

最初の頃はタイムラグがあったのですが、以前と比べるとずいぶん改善してきてここまで回答率が上がってきましたので、もう少し上がると思います。一つ考えられるのは、未送達がないのかと検討会でご質問を受けたので調べてみたところ、未送達はだい

たい全体の2%ぐらいでしたので、この方々は恐らく未送達ではないのです。この方々がなぜ回答を送らないのかと言われると、なかなか難しいところがございます。我々としてはお返事をいただけない場合には、2回にわたり督促状もお送りしております。従って、なぜお返しいただけないのかということについては、ちょっとお答えいたしかねます。

(磯村委員長)

もったいないですよ。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

今までお送りした名寄せ特別便とか、そういうものも回答率はこのぐらいの水準ですので、もったいないというご意見はその通りだと思いますが、やはりこういう結果になっているのかと思います。

(磯村委員長)

督促状を出したら、何かアクションはあるのですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

督促状を出してお返事をいただける方もございますが、あまり反応率は良くないということです。

(磯村委員長)

ありがとうございました。他になければ、次の議事へ移ってもよろしいですか。では、次の議事に移ります。

(尾崎年金記録回復室長)

続きまして資料4の未統合記録5,000万件の解明状況です。こちらも定例報告ですが、伊原記録問題対策部長からご説明をよろしくお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

これは3か月に1度ご報告しております5,000万件の統合状況です。

まず統合済みの件数は1,631万件です。前回の公表時では1,615万件でしたので、だいたい16万件増えております。それから、人数ベースで見ると1,285万人で、前回は1,274万人でしたので、11万人増えております。一番課題となるのは、下から2番目の今後、さらに解明を進める記録が964万件という状況です。これについては、前回に比べて3万件減ってきております。正直なところ、だんだん伸び悩んでいるという状況で

すが、統合数や3万件の減っている件数については、前々回から前回の減り具合と前回から今回に比べての減り具合が止まっております。それはなぜかと申しますと、紙台帳とコンピュータ記録の突合せの中で、持ち主検索事業というのをやっております、その中で、若干ですが記録が見つかるケースも出てきております。そうした意味で、劇的に増えることはありませんがそういう効果は多少ございます。ただし全体の流れから見ると、だんだん見つけるのが難しくなっているかなという気はしております。

(磯村委員長)

よろしいですか。何かこの件についてご意見・ご質問はございますか。どうぞ。

(梅村委員)

これは検討会でも申し上げたことなのですが、今後、解明を進めるということですのでそれは良いのですが、氏名等が不詳ということで、記録が全く行方不明というののもこの中に含まれていると思っておりますが、そういうものに対しての解明の方策とか手段等は、まだ先送りということでもいいですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

今日は手元に具体的な数字を用意しておりませんが、以前、記録問題が大きく取り上げられたときに、未統合記録の中で氏名や生年月日が不明な記録が500万件以上あるということが、大きく取り上げられたことがございます。それについてはその後、当時の社会保険庁、また、その後、機構になって、一つ一つの紙台帳を当たって記録を補充するという作業をして、今では2万件台ぐらまで減ってきております。従いまして、この5,000万件の中で、未だにオンラインの記録の中に名前がないとか生年月日が全く分からないというものは減っております。そういう意味では、以前問題視されたことについては相当解消していると思っております。

なお、まだ1,000万件も持ち主に関するヒントが全くない記録があるわけですが、これについては紙コン事業や持ち主検索事業もやっていきますし、もう一つは来年の1月を目途に、「ねんきんネット」で未統合記録についてご自宅で検索できるような仕組みを導入して、ご自宅でご自分の記録や心当たりの記録はないかということ、生年月日やご自分のお名前を違う読み方で入れていただき、ご自分で調べられる仕組みを入れたいと思っております。そうした中でこのような記録を減らしていけるのではないかと考えております。

(磯村委員長)

よろしいですか。

(梅村委員)

もう少し突っ込みたいのですが、まだこれから先の段階だと思いますので。この前も少し申し上げたのですが、本人が亡くなっておりご遺族が調べたいのだけれども、勤めた場所などが遺族には分からない、年数もしっかりと分からないが記録としてはコンピュータ上に何かそれらしき痕跡があり、日本年金機構の方のデータとして残っている。こういうものの結び付けが、これから先、問題になるのだろうかという感じを持っておりますので、ある程度進んだらまた色々とお願ひしたいと思います。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。どうぞ。

(三木委員)

「今後解明を進め、一定の時点で開示等を検討する記録」となっている964万件ですが、この中の分布がどうなっているのかという分析はなかなか難しいと思うのですが、届出誤りで全く誤った氏名であったり就職するときに年齢を少し若くして就職したりというような人もいます。そのように、加入者が最初の段階でそのようなことをやってしまった結果残っているものもあると思います。そういう意味では、964万件も今の3つに何となくさらっと書いてありますが、もう少し詳しくどういう事例なのかということ、開示する前の段階できちんと周知していかないと、開示してもご自身がそれに当てはまるかどうか分からない、というようなことになると効果的ではないですし、今後もそういうことが起きないようにするためには、きちんとやらなければいけないということを認知してもらうためにも、もう少しここは深く掘り下げた方がいいのではないかと考えております。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

来月の回復委員会にでもご報告したいと思いますが、どういう業種の会社に勤めた方の記録が多いとか、加入期間はどのくらいか、いつごろの生まれの方に未統合記録が多いとか、そのような964万件の分析を我々が持っているデータでお示ししたいと考えております。ただし、資料にもございますが、このカテゴリの記録は、死亡していると考えられる者の記録、海外居住者、届出誤りがどうかといったような推論はできるのですが、本当にそうかどうかはその人に当たらない限りできないので、これ以上の突っ込んだ分析は少し難しいかなと考えております。先ほど申し上げたような、我々ができるという業種で多いのかなどの分析をお示しする中で、例えば心当たりのある方などに「もしかしたら記録があるかもしれない」というような思いを呼び起こしてもらえかなと考えております。



(磯村委員長)

どうぞ。

(斎藤委員)

「ねんきんネット」で検索できるようになってからの話かもしれませんが、ご本人に向けて発信するというのは、ほぼ手を尽くしていらっしゃるという気がします。これからは、ご高齢でネットを使えないような方たちに対する対策を考えなければいけないわけですね。例えば父の日にはお子さんがお父様のために何かできるように、というような手立てを考えていただくことができないのだろうかと考えております。プライバシーの問題など色々な問題があると思いますが、他の人のものを検索できるようにできないものではないでしょうか。お子さんでしたら、できますが、例えばヘルパーさん、介護をなさっている方とか、そういう方たちが代理でできるような仕組みがほしいところです。言うのは簡単ですが、実際には色々な問題があるかと思いますが、そのような外堀から攻めないともう難しいところまできているので、何かそういうことを工夫していただけたらと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

「気になる記録の確認キャンペーン」というキャンペーンを予定しておりますので、その中でどのように進めるか、それをどうやったら形だけではなくて実効的なものができるかというのは知恵の出どころだと思いますので、ぜひ、そのようなご意見もいただいて、我々も頭を柔らかくしてどのようにできるかを考えたいと思います。

(磯村委員長)

他にございませんか。では、よろしければ次の議事へ移ります。

(尾崎年金記録回復室長)

ありがとうございました。続きまして資料5です。年金額回復の具体的事例の報告ということで、日本年金機構海老原年金給付部長より、ご説明をよろしく申し上げます。

(日本年金機構海老原年金給付部長)

それでは、資料5により年金額回復の具体的事例のご報告をさせていただきます。具体的事例については、平成22年4月から本年3月まで、1回から100回までということで、毎週週次でその週に報告があった年金額が回復した事例の中の上位10事例を、毎週週次で公表させていただきました。これまでの1,000事例について、回復した記録の所在、あるいはどのような状態であったかということをご報告させていただきます。ただし、色々な数字やパーセンテージをご報告させていただきますが、少し注意してい

ただきたいのは、資料の注書きにございます。次の（１）から（３）の数値については、年金事務所等から毎週報告された再裁定の申出書、年金額の訂正及び年金額の再計算に関する申出書の受付状況を毎週報告していただいております。全国的に平均にすると毎週５千件から６千件の報告が上がっております。その中の、年金額が回復した上位金額 10 事例について公表しておりますから、これが今まで記録を判明した事例の傾向を示すのかということについては、必ずしも全体の傾向を示しているわけではございません。これからご説明させていただく数字等の妥当性については、各年金事務所を管轄する 9 ブロック本部を通じ担当者等に聞いたところ、概ねは傾向として妥当であるとのことですが、先ほど伊原部長から報告がございましたように、紙コンの検索システムによる紙台帳の突合せ作業がどんどん進展しておりますが、回復した年金額については 1 人当りの平均増加額が 1 万円台ということで、やはり金額が少ないということです。後ほど申し上げますが、公表事例のうち紙コンの紙台帳便で 10 事例の報告に入ってきたのは全体の 1,000 事例のうち 8 事例です。以上から、紙コン作業による回復分を含めるとこれからご報告させていただく割合がそのまま当てはまるかということと必ずしもそうでもないということを、紙台帳便については予め申し上げさせていただきたいと思っております。

それでは、1 ページの下段の 1,000 事例の記録の所在からご報告させていただきます。要は、見つかった記録がオンライン記録にあったのか、あるいはマイクロ記録にあったのかという部分です。これについては、その記録が判明したトータル 2,321 件ということで、1 つの事例で複数の記録が見つかるケースがございますので、このような数字になっております。数字的に見ると、オンライン記録が 54.3%、オンラインに登録されていないマイクロ記録等については 45.6%、その他の共済が保有していた記録あるいは市町村の保有記録が 0.1%ということで、だいたいオンライン記録とマイクロ記録等が半々ぐらいの数字です。

次に 2 ページの記録の状態です。判明した記録がどのような記録だったのかということです。転職などによる複数手帳保有者は、お名前や生年月日等については一致しているが基礎年金番号に統合されていない別番号の記録で、これが全体の 36.1%です。旧姓で登録されていたのが 31%、氏名の漢字、あるいは読み仮名の相違が 20.5%、生年月日の一部も含めて相違をしていたというのが 9.3%ということで、これでだいたい全体の 97%ほどを占めているという状況です。その他については※ 2 で内訳を書いております。加入期間が違っていたのが 16 件、報酬が違っていたのが 33 件、第三者委員会のあっせんが 15 件、年金事務所における回復基準で特に脱退手当金の回復基準等に該当していたのが 8 件というような内訳です。

次に（３）判明の契機です。何がきっかけで記録が判明したかというものです。ねんきん特別便のうち、名寄せ便・全員便・黄色便・グレー便・受給者便・定期便・紙台帳便等々、それぞれの割合でございます。それぞれの説明については、最終ページにどういう目的でお送りしているか記載しておりますので、細かい点についてはそちらをご参

照りたいと思います。この記録判明の契機については、7ページをお開きいただけますでしょうか。横軸がそれぞれの契機で、ねんきん特別便の名寄せ便、全員便、黄色便というように表示しております。縦軸ですが、先ほどご説明した、判明した記録がどのような状態だったかという部分です。名寄せ便については、オンライン記録等で基礎年金番号に登録されているお名前や生年月日などでほぼ一致する、あるいは期間が重複していないということでお知らせさせていただいたわけですので、一番上の転職などによる複数手帳保有者の部分は、当然占める割合が多いという部分です。1つ飛ばして黄色便です。黄色便は、旧姓情報等を活用してご本人にお送りした記録ですので、旧姓の判明率が多いという部分です。それぞれ名寄せ便で対応されなかった方については全員便でお送りしております。受給者便の目的のメインは、報酬も含めた記録の再確認ということでお送りしているものです。それぞれの記録の状態をご覧いただければ、やはり状態に偏りがあるということではなく、判明の記録の状態がいろいろな状態にあったということが示されているかと思えます。このような形で記録判明の契機の全体の割合というのは、1,000事例の中ではそれぞれ、特別便であれば15%、全員便であれば22%、黄色便であれば15%ということです。

3ページにお戻りいただきたいと思えます。ここでは参考1ということで、今まで判明した1,000事例のうちの平均増加額です。平均増加額については下の方に※で示しておりますが、これは一定のルールを元に機械的に計算をさせていただいております。男性、女性、それぞれ65歳時点の平均余命までご生存なさったということに基づき、回復した年金額を掛けて計算しております。ただし、物価スライドや在職による支給の停止、雇用における支給の調整など、そのようなことを一切考慮しないで機械的に計算しているということをご了解いただきたいと思えます。参考1の全体の1,000事例の平均増加額は、65歳以降の平均余命まで生存なさったということを仮定した場合では、1,420万円の年金増加額になります。

参考2は、1,000事例のうち記録判明により初めて受給権が発生し、今まで無年金であった方が記録判明によって受給資格要件を満たし、年金を受給できたというのが86事例ございました。その方々は、参考1と同じような形で機械的に計算した場合、平均増加額は約1,790万円です。

参考3は、週次報告等で公表させていただいている、記録問題に取り組み始めた平成20年5月以降、これまで判明した記録の今年の1月末時点の件数と金額です。この1月というのは、3月23日の100回目の公表ですが、1,000事例の最後は1月の第3週に年金事務所の方で受け付けた報告をベースにしておりますので、1月末の数字ということで報告させていただいております。

次に3ページの一番下の部分です。これは参考ということで、昨年、無年金者から記録回復によって受給権が発生した方々について、23年4月から23年9月31日までに公表させていただいた事例の中から17事例について、詳しい経緯を調べさせていただき

ました。それについて9ページをお開きいただきたいと思います。これについては、何がきっかけで、年金を確認しようと思ったのは誰か、相談の回数、記録はどのような状態であったのか、ということについて調べました。結果的に見ると、きっかけは「私は年金をもらえないか？」というような一般の年金相談です。その他、市町村に生活保護等を申請した際に市町村の指示に基づいて記録を調べた結果、記録が判明したという状況です。相談回数、何回目の年金相談で見つかったのかなど状態等については以下の通りです。

5ページの今後の取り組みです。先ほど申し上げましたが、1,000事例の結果から回復した記録の状態は、複数の手帳保有、旧姓、仮名、氏名の相違、生年月日の相違、これが全体の96.9%です。先ほど申しましたように、これが全体の傾向を示すかというのは、必ずしも一概にはそうは言えないという部分はございますが、やはりこのような形で高額年金額が回復したということです。ですから、特に機構としても、年金をこれから新規に裁定される方、あるいは年金事務所へ死亡のお届けの際に、今一度ご遺族の方に記録を確認していただき、そこで記録が判明して年金額が増額になったというケースもございますので、そのような機会を捉えて、特に空白期間についての漏れがないかどうか今一度しっかり確認してまいりたいと考えております。

併せて、来年の1月から実施する予定としている「気になる記録の確認キャンペーン」についても、今回判明した記録の状態などの事例を示し、心当たりの方々に注意喚起を行なってまいりたいと考えております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件、何かご意見やご質問はございますか。どうぞ。

(廣瀬委員)

9ページの「記録を確認しようと思ったのは誰」について、本人以外にいろいろ家族等あるわけですが、先般検討会でもお話ししたのですが、本人ではない者の場合は委任状等が必要になるはずで、その辺について、この前はまだ新しいマニュアルを検討中だという話を聞いたのですが、今、状況はどうなっていますか。

(日本年金機構海老原年金給付部長)

今現在も検討させていただいており、まだ整理が付いていない状況です。

(廣瀬委員)

では、分かった時点で、どのようにやるのか我々にお示しいただいてよろしいですか。

(日本年金機構海老原年金給付部長)

はい。

(磯村委員長)

どうぞ。

(駒村委員)

9ページのところで、生活保護の受給申請時にある程度明らかになった案件が出ていて大変興味深く見ているのですが、これは事例ということで他にもたくさんこういうケースがあったのかということです。

それから、資料の11ページの表を見ると、「生活保護請求手続き」と書かれています。生活保護の実務でこの辺はどうなっているか分からないのですが、これは生活保護の申請に行ったところで「ありませんか」と聞いて見つかったと読めるのですが、生活保護を既に受給中の人についてはどうなっているのかということです。

また、こういうことについて生活保護の福祉事務所に対して、ケースワーカー等に年金の記録に関する何かチェックというものを、個人ではなくて組織として熟練というか通知みたいなものは行っているのか、その辺をお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

私の方からお答えさせていただきます。今、福祉事務所の側で、高齢の生活保護の受給申請者の方で年金が受けられる方もいらっしゃるだろうということで、年金の記録をチェックするための専門員を置いているようなところが出てきております。そういう意味では、福祉サイドでの記録の確認についてそれぞれ努力していただいているというのが今の実情です。

そのような中でこちらに上がってきているケースは、例えば新規に生活保護の相談の際に「あなたは、年金を受けていないの?」とお聞きしたら「年金を受けていない」とのことでしたので「記録を御覧いただけますか」と調べている中で見つかったケースです。このような実情を踏まえ、年金機構としても、このように記録が見つかる方がいらっしゃるならば、市町村には「ねんきんネット」を提供しておりますので、我々の方でも積極的に福祉事務所と連携しながらねんきんネットの記録を打ち出していただいて、生活保護の窓口に来られた方に記録を確認していただいて、もし記録がありそうだったら申し出をしてもらおうという事業を、来年から予定しております。来月から全国6市町村でモデル事業を実施します。その結果を踏まえ、比較的うまく回りそうだったら、来年2月から全国展開したいと思っています。

(磯村委員長)

どうぞ。

(駒村委員)

非常に期待したいと思っているのは、生活保護受給者、ご存じの通り 210 万人に接近していて、そのうち 60 歳以上は 52%という状態、しかもそのほとんどが 1 人暮らしという状態だと思います。従いまして、今、受給中の人で、もしかしたらそういう記録がある可能性があるわけで、今まであまり記録確認をせず、生活保護申請のときに通過してしまってきている。ご本人には 1 人暮らしということもあるだろうし生活保護で低年金・無年金であって、記録が見つかったところで本人にとってメリットがあるかどうかというと、収入認定されてしまうだけです。あまりメリットがないということになってしまうと、やはりその部分の記録が残っていく可能性があります。モデル事業や専門員を置かれているというお話でしたけれども、ぜひともこれを早急に整備していただきたいなと期待しております。

(磯村委員長)

よろしいですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

モデル事業を実施しますので、その結果についてはご報告させていただきたいと思えます。

(磯村委員長)

他に何か、よろしいですか。どうぞ。

(稲毛委員)

11 ページを興味深く見えています。幸いここに出てきたものについては、記録判明までの相談回数、要は相談に来ていただければ初回で記録が判明したという事例が出てきているのですが、果たして現実はそのようなかと疑問符を多々感じる場面があるので、今後も無年金者については手厚く、あらゆる側面から探っていただきたいというお願いです。

もう一つお願いになりますが、記録判明の契機は受給可否確認の比率が多いのですが、年齢を見ると、いわゆる年金がもらえるであろう 65 歳で受給可否確認をされている方は 1 人です。あとの方は、わりと高齢な 70 から 80 歳台で可否確認に来ています。ということは、思い込みで自分は年金をもらえないとっていて、アクションを起こさなかったという人がいるわけです。思い込みの中には、世論を受けた誤解もありますし、いろいろな事象があると思うのですが、ここから見えることは、「1 回は年金相談に来てください」ということの重要性がすごく透けて見えていると思うので、呼び掛けや記録

確認キャンペーンのように来年度から始まる事業などいろいろ行っていますが、年金制度は一般の方から見たら非常に複雑でいろいろな特例もありますから、思い込まずに一度は年金事務所を訪れてください、という試みを忘れないようにしていただきたいと思います。

(磯村委員長)

よろしいですか。はい、どうぞ。

(岩瀬委員)

無年金だったけれども無年金ではないと判明した9ページのケースについてお聞きしたいのですが、これは事務所なり年金相談なり生活保護の相談に行って、そこで初めて「あなたは記録が漏れています。無年金ではないですよ」ということが判明したのか、それ以前に事務誤り等により、無年金だと言われていたのがたまたま何かの相談に行ったときに年金が出るケースだと分かったのか、その内訳はどのようなのでしょうか。

(日本年金機構海老原年金給付部長)

基本的には、年金事務所等で管理している受付・相談の申出表等の書類や、今は受付の事跡管理システムの方から調べて、以前に記録がない、あるいは記録判明の経緯の中でもご本人が今まで年金がもらえないと思っていたが、友達に聞いた、あるいはご家族からそういった指示を受けたので来た、というケースが全体です。

(岩瀬委員)

今でももらえないと思っていたというのは、本人が勝手に思っていたのか、あるいは年金事務所に行って相談したときに、「加入期間が足りないから、あなたの場合は出ませんよ。無年金ですよ」というふうに宣告されたのか、その辺はどうですか。

(日本年金機構海老原年金給付部長)

今回の17事例については、そこまで特定できる記録は残っておりませんでした。

(岩瀬委員)

17事例以外に、事務所で一度相談に行って、きちんと調べられないで無年金だというふうに宣告を受けた人たちの記録は出せるのですか。

(日本年金機構海老原年金給付部長)

事務所として、そういったことを管理していません。事跡管理システムが導入された以降であれば、ある程度事跡から検索できますが、それ以前の部分について把握するこ

とは難しいと思います。

(磯村委員長)

それでよろしいですか。

(岩瀬委員)

事跡管理システムが導入されて以降は、調べれば分かるというわけですか。それは調べるのは大変ですか。

(磯村委員長)

どうですか。

(日本年金機構海老原年金給付部長)

無年金者の部分ということでしょうか。

(岩瀬委員)

「出ませんよ」と言われて無年金になってしまって、本人もそうかなと思っていたのが、生活保護の相談に行ったら、「いや、これは出るケースですよ」と言われたケースがあると思うのですが、そういうのはどの程度あるのか、もし分かれば教えていただきたい。

(日本年金機構海老原年金給付部長)

今回の1,000事例の中で、こういった形でご報告させていただいて、それ以外の方で、そのような情報をつかんでおりません。

(岩瀬委員)

1,000事例だというのは分かりますけど、1,000事例という枠を外してそういうケースがつかめるのであれば、しかも数字を割と容易に出せるのであれば、教えてもらえないかなと。大変だったら結構です。

(磯村委員長)

よろしいですか。今のところは少し分かりにくかったのですが、11ページの表③のちょうど真ん中辺に「記録判明までの相談回数」というのがあって、「初回」と書いてあるのは事跡管理システムをチェックした結果、これまで1度も相談に来てないよ、これが初めてだよというのを「初回」と言っているのですか。



(日本年金機構海老原年金給付部長)

左様でございます。

(磯村委員長)

そうすると、生活保護の請求手続きに来て、初めて分かったということは、ご本人がそれまで年金をもらえないと思い込んでおられた結果、生活保護の請求手続きに行ったという意味ですね。

(日本年金機構海老原年金給付部長)

そのように推測できます。

(岩瀬委員)

普通は年金相談を勧めるのではないですか。

(磯村委員長)

普通はしますよね。その辺、一応再チェックしてみてください。他はよろしいですか。

本件は、一応 1,000 事例ということで一つの区切りができたわけですが、この報告が始まりましたのは、当時の長妻大臣から、確かこんなご指摘をいただいたとっております。「記録の回復、いったい何件、いつから、いつまで、どういう状況があったんだ。件数も全体像も分からないのでは、回復する意味がないではないか」という意味のお話があり、それに対して私の方から、「そもそもこういった回復をスタートしたときに、後から分析できるような状況にシステム設計がなっていないものですから、今から遡ってやろうとなると、紙の届出書を 1 件 1 件見るしかないので、大変なんですよ。ただ、金額上位 10 件ということで、一定の歯止めを掛けさせていただくなら、手作業でできないことはありませんけどね」という話を申し上げたところ、「じゃあ、それをしばらく続けてみてくれ」と。「じゃあ、しばらく続けさせていただきます」と、こんなやりとりを確か 2 年ほど前にしたような記憶がございます。そんなことで 1 週に一度 10 事例、従って 100 週で 1,000 事例ということで、ちょうど一つの区切りができたので、委員の皆さんのご了承をいただければ、いったんこの形での報告は、これで一段落ということにさせていただいて、あとは先ほど、この 1,000 事例が富士山の一部だと、てっぺんの方だけだというお話もありましたので、全体の中にうまく取り込めるような方法をこれから考えていただくことにして、この 1,000 事例はこれで一段落ということにさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(梅村委員)

全くその意見には賛成ですが、注文をさせていただければ、今後事跡管理というシス

テムが現在動いているわけですから、事跡管理の結果、例えば複数回経たないと分からなかったような事例がどのくらいあったというようなことを、四半期ごとくらいに出していただければ、進行管理としてどこかで役に立つのではないかという気がします。

(磯村委員長)

ありがとうございました。その辺は1度、ご検討いただいて、できるのかできないのか、また然るべきときにお話してください。そんな方向で一段落ということにさせていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。では、事務局も100週間、ご苦労様でございました。一応一段落ということで、先ほどのようなご意見に対して事後の対応を一つよろしくお願いいたします。では、本件はこれでよろしいですか。何か追加はございますか。よろしいですか。

(尾崎年金記録回復室長)

最後の議題ですが、資料6ということで伊原部長からご説明をよろしく申し上げます。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

報告ですが、「ねんきんネット」については、1次リリース、2次リリースとして機能強化してまいりました。今日ご説明しますのは、年に1度、受給者の方を対象に「年一通知」と呼ばれるものをお送りしておりますが、これを来月から「ねんきんネット」で確認できるようになりますというご案内です。どういうものかと申しますと資料の2ページです。年一通知がはがきで送られてくるわけですが、それと同じものを電子版でご覧になれるようになります。2ページのような形で、ご自宅でプリントアウトすることもできますし、ご覧いただくこともできます。

毎年6月にお送りしている通知のほか、年金額が変わったり支給額が変更になったりする場合に随時、個別にお送りしている通知についても、ねんきんネット上で確認できるようになります。また、来年の1月からは源泉徴収票についても同様に実施したいと考えております。

なお、電子版でお送りすることの一つのメリットとして、福祉医療機構の年金担保融資の場合に年金額証明書類として現物の通知書を添付する場合がございますが、通知書を紛失してしまった場合に電子版をプリントアウトすれば、それでも代用は可能であるということにさせていただきたいと思っております。

実際のご利用に当たっては、ユーザーIDを入手していただいて、ログインしていただければ可能になります。ちなみに、「ねんきんネット」にメールアドレスをご登録いただくと、このような通知が送付されるたびに、ご自身のメールアドレスにこういう通知をお送りしましたというご案内が届くようになりますので、是非ご利用いただきたいと思います。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。どうぞ。

(三木委員)

「ねんきんネット」は非常に整備が進んでいて、民間企業を超えるぐらいの進んでいる一面もあると思うのですが、いくつか確認したいのは、まず今のところどのくらい利用者数があるのかということです。

また、メールアドレスの登録についてですが、元々の仕組みには、たぶんメールを取ることには入っていなかったと思います。民間企業だと個人がIDを取得したら、当然メールアドレスを登録してもらいますが、コミュニケーションのツールとしてメールは非常にアンカーであり、やはりリアルタイムに見てもらうためには非常に有益だということです。これまでメールアドレスは登録されていないと思いますが、今後登録してもらっていく中で、どのように登録をしてもらうのかということです。希望者だけ登録してもらうということなのか、それともIDを取得する人はデフォルトでメールアドレスを登録してもらうというスタンスでいくのか、その辺りを教えていただければと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

まず、ねんきんネットの利用者ですが、今年の5月5日時点でユーザーID発行数が86万7,000人です。また、記録照会数が161万ですから、お1人が2回ほど照会していただいているという状況です。

メールアドレスの登録ですが、だいたい8割の方がご登録いただいております、2割の方はまだご登録いただけていない状況です。ねんきんネットの画面上はご登録いただくことを基本としておりますが、実際にはまだ2割の方がご登録いただけていないので、この辺についてはできるだけご登録いただくようにしていきたいと考えております。

(磯村委員長)

どうぞ。

(三木委員)

ねんきんネットの活用はますます積極的にやるべきだと思うわけです。その理由の一つが、従来、高齢の方、もしくは職業によっては、あまりパソコンとなじみがない方も確かにいたと思いますが、昨今、スマートフォン化が進んでいますので、数年後には全てスマートフォンに入れ替わるという方向だと思います。実際今のねんきんネットは、スマートフォン用に最適化された画面が出るわけではありませんが、スマートフォンの画面はどちらかというと大型化する傾向にありますから、PC版であっても基本的には

全く問題なく、今のPC版でスマートフォンでもそのまま操作できます。そういう意味では、数年後という近い将来においては、少なくとも加入者、また、今後「年金を受給したいのですが」と言って窓口に裁定請求に来られる方は、全てコンピュータでインターネットを使って年金機構とやりとりができるような環境は整うと思います。そういう中で、例えば窓口に来られるときに、できるだけその場でPCを使い登録していただくというようなことや、就職・転職をした場合にはねんきんネットに入ってもらおうということをできるだけデフォルトとするというようにしなければいけないのではないかと思います。どのような強制力や利便性をもって訴えるのかいろいろな考え方はあるとは思いますが、基本的には窓口に来てもらったりコールセンターに電話したりするよりはるかに便利なわけであり、本当のエンドユーザーの手間というのはちょっとした手間なわけですから、そこを乗り越えて早急に80万というような世界ではなくて、1,000万、2,000万というような数字を、今後10年という世界では必ず達成しなければいけないのではないかと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

気合いを入れていただいたので頑張りたいと思います。一つだけ申し上げますと、来年度に向けて「ねんきんネット」をさらに拡充していかなければいけないと思っており、スマートフォン対応は一つの課題だと思っております。予算の制約もございますが、何ができるかについてはよく検討したいと思っております。

また、1,000万、2,000万というレベルにいけるかどうかは別として、認識に関しては全く同じで、日本年金機構としてもご本人がご自宅でできることはご自宅でやっていただいた方が、ご本人にとっても我々にとってもいいですし、間違いもそれだけ減るわけですから、今後そういう方向で機能開発していきたいと思っております。

(磯村委員長)

他によろしいですか。どうぞ。

(三木委員)

これは必ずしも年金機構の問題ということではないのかもしれませんが、ITの利用というのは、もう少し高いレベルで検討する必要もあると思います。実際のオペレーションで、今後間違いを犯さないということと効率的に運用するという観点では、ITの利用というのは劇的に効果があるわけです。オペレーショナルな観点で便利なものを作っていくことはもちろん必要だと思いますが、もう一段何か強制的なものを検討してもいいのではないかとはい思います。

(磯村委員長)

どうぞ。

(齋藤委員)

今後、デジタルディバイドということが年金でも問題になってきて、IT を使える人と使えない人で情報量が全く違ってくるというのは大きな問題になると思いますので、それに対する対策というのもぜひご検討いただきたいと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

年金機構というのは、20 歳の人から 80 代、90 代の方までお相手しております。私の娘もそうですが、若い人はすごい勢いで PC 等を使いこなしているのに対して、私の母なんかは、そういうものはなかなか・・・という世代ですが、その両方を想定したサービスを提供していかなければいけないと考えております。例えば、ねんきんネットは、できるだけ高齢者の方も使えるようにしていきますが、一方で 80 代、90 代の方のためにコールセンターをどう運用していくのか、そのようなことを見極めた配慮も必要だと思います。何が大事かと申しますと、お客様の声を直接聞きながら運用することだと思います。ねんきんネットを運用しておりますとお褒めの言葉も受けることもありますが、お一人お一人からいろいろ厳しいご批判も受けます。また、現場でコールセンターを運用していると、そこでもいろいろとご意見をいただきますので、そのようなご意見をきちんとお聞きして、対応していくことではないかと思えます。

(磯村委員長)

他によろしいですか。どうぞ。

(稲毛委員)

これはさらっと書かれていますが、すごく便利な制度がスタートしているんですね。実は年金事務所への再発行の依頼、年金額を証明する書類はすごく多いと思うので、全員が全員これを利用できるかどうかは分からないにせよ、電子媒体で 24 時間いつでも引き出せる状況にあるということは、IT を使える方にとっては、利便性がかなり向上するのではないかと思います。

確認ですが、改定通知書や振込通知書など、どんどん増えていくものですが、どれくらいのデータが蓄積されるのか。要は、向こう何年間でデータが消えていくのか、それともずっと残っていくのかということです。

もう 1 点、1 ページの 2 番目のマルのところ、ねんきんネットから印字した年金振込通知書等は、いわゆる年金担保融資の証明書類として使用できるとありますが、福祉医療機構だけで証明書類として利用できるのか、それとも電子版で印字したものと紙媒体で郵送したものと同一扱いができるのか、要は同じ書類として考えられるのかどう

かというところをはっきりさせていただきたいのですが。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

まず、過去どのくらいデータを保存しておくのかということについては、過去1年分と考えております。また、証明書類として使えるかどうかは、各金融機関等がどう判断するかですが、年金機構としては紙でお送りしたものと電子版としてPDF化してお送りしたものは、証明価値としては同じだと考えております。ただ、相手がそれをどう判断するかというのは別のことでございますので、そこはそれぞれの機関がご判断いただくことではないかと思っております。

(稲毛委員)

何とか証明価値が同じだということが浸透できるようにご配慮をお願いします。結局、紙の方がみんな安全に思うので、そこに戻るようでしたらいわゆる金額がいくらなのかという確認のものでしかなくなってしまうので、よろしくをお願いします。

(磯村委員長)

よろしいですか。何か他にございますか。よろしいですか。

それでは、予定の議事が一応終わりました。次回は6月25日の火曜日、18時からこの場所ということになりますが、次回はちょっと遅くなる可能性がございます。新幹線の最終に間に合うように、21時までには何とかと思っておりますが、理由が大きく2つございます。

1つは、予告を兼ねて、あらかじめお詫びをしておきますと、21年10月にこの回復委員会が設置され、丁度2年半が経ちましたが、年金記録の回復作業は平成26年3月が一応の目途とされております。これは当時の大臣の所信表明にもございましたが、そうすると残る期間が2年弱になります。従いまして、記録問題の対応という観点からすると、ちょうど折り返し地点に来たのかなということですので、次回はできる範囲内の材料で、一種の中間総括めいた格好のご報告を事務局からしていただくかと思っております。併せて、私の方からも実はそれに備えて、委員の皆様からいただいたいろいろなご意見やご提案もございますので、今、整理しております。実務検討会でもフリートーキングをした上で、事務局の中間総括めいたご報告の中に織り込んでいただく、あるいは足りない分は私の方からもご報告申し上げる、こんなこともしたいと思っております。このようなことで時間がかかりそうだなと思っており、これが第1の理由です。

2番目に、これまでも何度か事務局にお願いをしてきましたが、いくつか積み残しが残っております。例えば、厚生年金についての本社管理と一括適用の在り方。あるいは同じく厚生年金について、適用事業所について事業所単位から企業単位での把握もできるようにしていく必要があるのではないかということについてのやり方。あるいは日本

年金機構の事務処理誤りへの対応策等々、いくつか積み残しの事案もございます。

これから次回の回復委員会までに、事務局の方も精力的に資料・材料を準備していただき、できれば次回の回復委員会でご審議をいただけるようにしたいと思っておりますので、事務局にもよろしくお願ひしたい、そんなこともございまして、次回はちょっと遅くなるかもしれませんので、あらかじめお含み置きいただければありがたいと思います。それまでにいくつか粗ごなしの実務検討会をやっていきたいと思ひます。

以上ですが、この辺の運び方、何かご意見がございませうか。よろしいですか。では、これで今日の委員会をお開きにしたいと思ひます。ご審議、ご協力をありがとうございます。

(了)